

千葉県手話通訳者養成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、手話通訳の役割、責務等について理解ができ、かつ、手話通訳に必要な技術を習得した手話通訳者を養成することにより、聴覚障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の主体は千葉県とする。ただし、事業の実施は、福祉団体等（以下「事業実施者」という。）に委託して行うことができる。

(対象者)

第3条 対象者は、市内に居住している者又は市内に通勤通学している者で、聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者とする。

(受講申込及び受講者の決定)

第4条 事業実施者は、受講希望者を募り、適当と認めた者を受講生と決定し、本人に通知する。

(養成・研修内容等)

第5条 養成は、講習会等の方法により実施し、手話奉仕員養成講座及び手話通訳者養成講座を履修させるものとする。

2 各養成講座の履修内容は、「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」（平成10年7月24日付け障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）を基本とする。

(1) 手話奉仕員養成

前期・後期

(2) 手話通訳者養成

通訳者Ⅰ・通訳者Ⅱ・通訳者Ⅲ（実践）

(受講料等)

第6条 養成に係る受講料は、無料とする。ただし、教材費等の実費は、受講者の負担とすることができるものとする。

(終了の認定)

第7条 事業実施者は、この事業による講習等をおおむね8割以上を受講した者で、手話通訳の技術及び知識を習得したと認められる者を、その養成講習終了者として市長に推薦するものとする。

2 市長は推薦に基づき修了書を交付する。

(実績報告)

第8条 事業実施者は、この事業の終了後、速やかに事業実績報告書を市長に提出するものとする。

(守秘義務)

第9条 事業実施者は、受講者が知り得た個人情報について漏らさないよう受講者を指導しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。